

北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定

協定締結後の報告等について

「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」参加事業者募集要項第2条第2項及び第5条第3項の規定に基づき、以下の通り、協定締結後の報告等について定めます。

1 レジ袋お断り率

協定締結後、毎月、レジ袋お断り率を算出し、3 か月ごとに提出してください。なお、お断り率の計算方法及び提出様式は、様式4-1のとおりです。

例：1月から3月分を4月末日までに提出。

4月から6月分を7月末日までに提出。

7月から9月分を10月末日までに提出。

10月から12月分を1月末日までに提出。

※必要に応じて、上記の期限以外にも提出を求める場合がありますので、その際は、速やかにご提出ください。

2 食品ロス削減に係る取組状況

協定締結後、食品ロス削減に係る取組状況を毎年4月末日までに提出してください。なお、提出様式は、様式5-1のとおりです。

※必要に応じて、上記の期限以外にも提出を求める場合がありますので、その際は、速やかにご提出ください。

3 社名などの変更

協定締結後、社名や店舗等の変更がある場合は、変更内容について速やかにご連絡ください。変更内容に基づき、届出方法等をお伝えします。

4 提出先（連絡先）

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎10階

北九州市環境局 循環社会推進部 循環社会推進課

TEL (093) 582-2187

FAX (093) 582-2196

E-Mail : kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp